

51—25 P U D T

計 画 審 理

無効審判は、侵害等の紛争に関連して請求されることも多く、権利の保護の実効性を確保するためにも、迅速に権利の有効性についての判断を示す必要性がある。そのため特許庁審判部においては、平成15年法改正に併せて計画審理を定め、無効審判事件の両当事者、合議体がお互いに協力関係を整え、審理のスケジュールを明確にし、無効審判事件の審理をそのスケジュールに沿って計画的に進めていくことにしている。

1. 審理計画を作成する事件の指定

以下のように複雑で審理のスケジュールの見通しが立てにくい事件においては、審理計画を作成する。

- ① 審判請求人の提示した無効理由・証拠や双方当事者間の争点が複雑または多岐にわたり、その理解や整理等に相当の時間を要することが見込まれる場合であって、最終判断に至る審理のスケジュールの見通しが立てにくいとき。
- ② 当該事件について先決事件（同時係属する他の審判事件、審決取消訴訟事件）が存在する等の理由により、審理期間が長期化する蓋然性が高いとき。
- ③ その他、複雑または困難な事件であって審理計画を作成することにより効率的な審理の遂行が期待できるとき。

審理計画を作成する事件の指定は、原則として審判長が判断する。

なお、この審理計画は、両当事者、審判長との間での協力関係に基づいて実施されるもので、審理計画を両当事者に一方的に押しつけるものではない。したがって、何らかの事情で、審理計画を遵守できなかったとしても、審理において不利な扱いを受けるということはない。

2. 審理計画書の様式

審理計画書の様式は、以下の項目を含み、詳細は合議体の裁量となる。

(審理計画書の見本については、参考1)

- ① 釈明を求めるべきまたは整理すべき主張・立証
- ② 整理すべき争点（主な争点と、複数の争点の検討の順番やスケジュールの整理）
- ③ 特記事項（関連する係属事件、出訴事件等）
- ④ 予想される審理パターン（例えば、第1答弁書→第1弁駁書→第2答弁書→口頭審理→審決など）
- ⑤ 審理期間の目安

3. 審理計画の作成方法

審理計画は、審判長が作成して当事者に送付する。当事者からのスケジュール修正の申し出があったときは、合理的な理由があれば審理計画の見直しを行う。

また、合議体が口頭審理の期日や電話・ファクシミリにより当事者に審理計画の相談をすることもある。

4. 審理計画の作成時期

審理計画の作成時期は、以下のとおりである。

- ① 審理計画は、原則として審理の初期の段階で作成する。具体的には、
 - (i) 答弁書副本送付の段階で作成する（なお、商標においては、弁駁書副本送付の段階で作成する）。
 - (ii) 早期に第1回口頭審理を行うときは、その口頭審理の期日において作成する。
- ② 審理計画は、その後の口頭審理の期日等において、修正することがある。

5. 無効審判合意スケジュール

口頭審理の期日または直後において、予想される直近の合議体の通知等や当事者に

求められる対応等を示すことが審理の円滑な遂行に役立つと認められるときは、合議体の次の通知等や当事者に求められる対応を簡易な「無効審判合意スケジュール」（見本は、参考2）として作成して送付する。

この「無効審判合意スケジュール」は、複雑な無効審判だけでなく、一般の無効審判においても、必要に応じて作成される。

(改訂H27.2)

「無効審判審理計画案」

作成日：平成XX年4月18日

審判番号：無効20XX－800001号

請求人：審判太郎

被請求人：特許次郎

審判長：〇〇〇〇

この「審理計画表」に対し、意見・要望がありましたら審判長までご連絡下さい。

電話：03-3581-1101内線XXXX

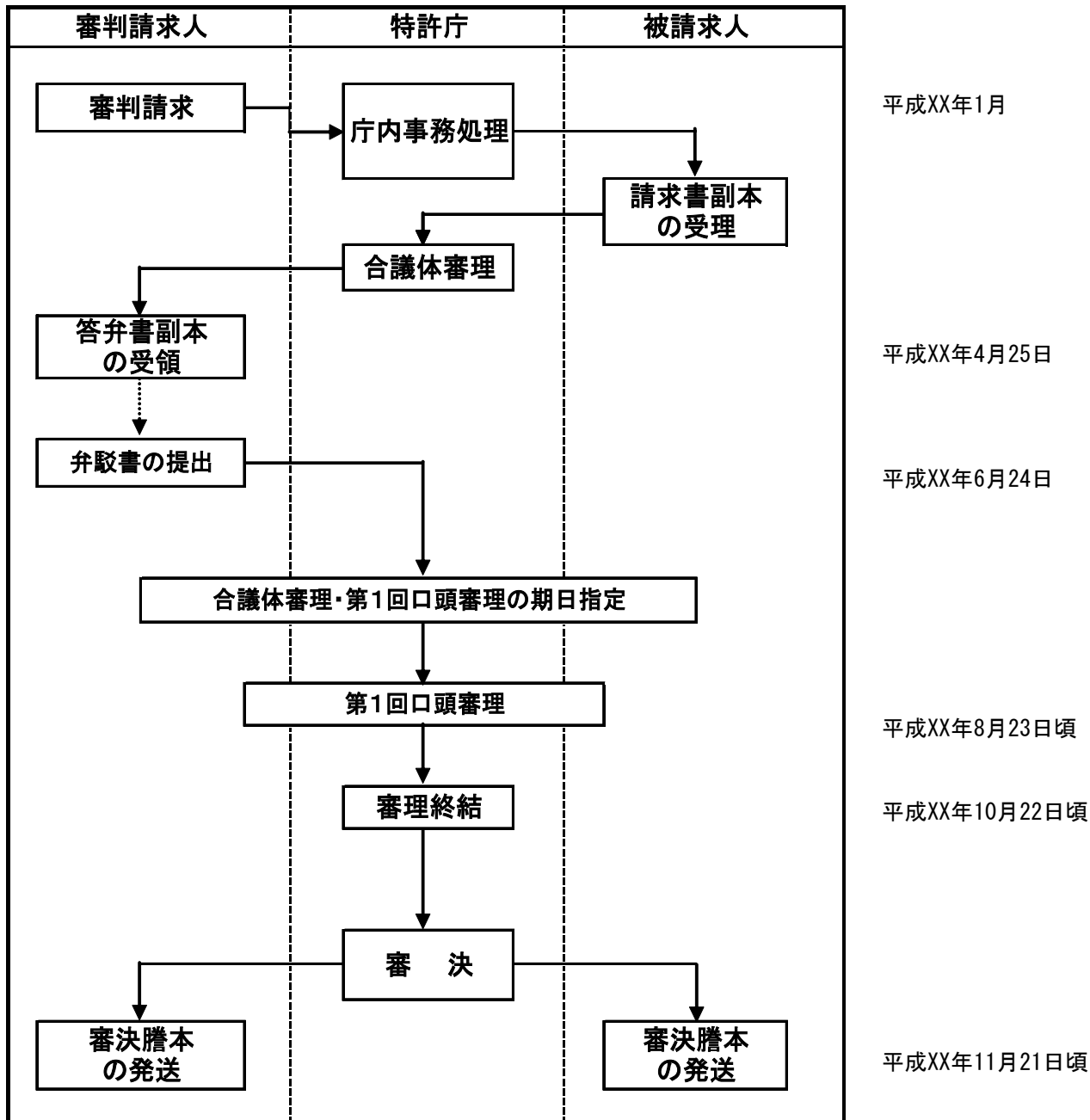
< 釈明を求めるべきまたは整理すべき主張・立証 >

< 整理すべき争点 >

1. 請求項1における「分割された」なる文言の解釈につき、請求人・被請求人に争いがあり、請求項1に係る発明の甲1ないし3号証記載の発明からの進歩性を審理前に、その点を明らかにする必要がある。
2. 被請求人は、甲3号証の公知性を争っており、進歩性の判断の前提として、まず甲3号証の公知性を審理する必要がある。
3. 請求人は、本件明細書の記載は36条4項に記載の要件を満たしていない特許出願に対してされたものと主張し、それに対して被請求人は、乙10ないし25号証を提出して当業者が実施可能な程度に記載されている旨を主張している。被請求人提出の乙各号証の関連は複雑であり、まず乙各号証の関連を整理して記載要件の適否を検討する。

< 特記事項（関連する係属事件、出訴事件等） >

<予想される審理パターンとスケジュール>



- ・この審理スケジュールの日程、審理パターンはあくまでも目安です。
- ・この審理スケジュールの日程は事務処理等が滞りなくされた場合です。請求書等の方式不備があった場合等は上記計画よりさらに遅れます。方式不備にご注意いただき迅速処理にご協力お願いいたします。

「無効審判合意スケジュール」
 審判番号：無効20XX－800001号
 請求人：審判 太郎
 被請求人：特許 次郎
 審判長：〇〇 〇〇

作成日平成XX年7月15日

この「無効審判合意スケジュール」に対し、意見・要望がありましたら審判長までご連絡下さい。
 電話：03-3581-1101内線XXXX

